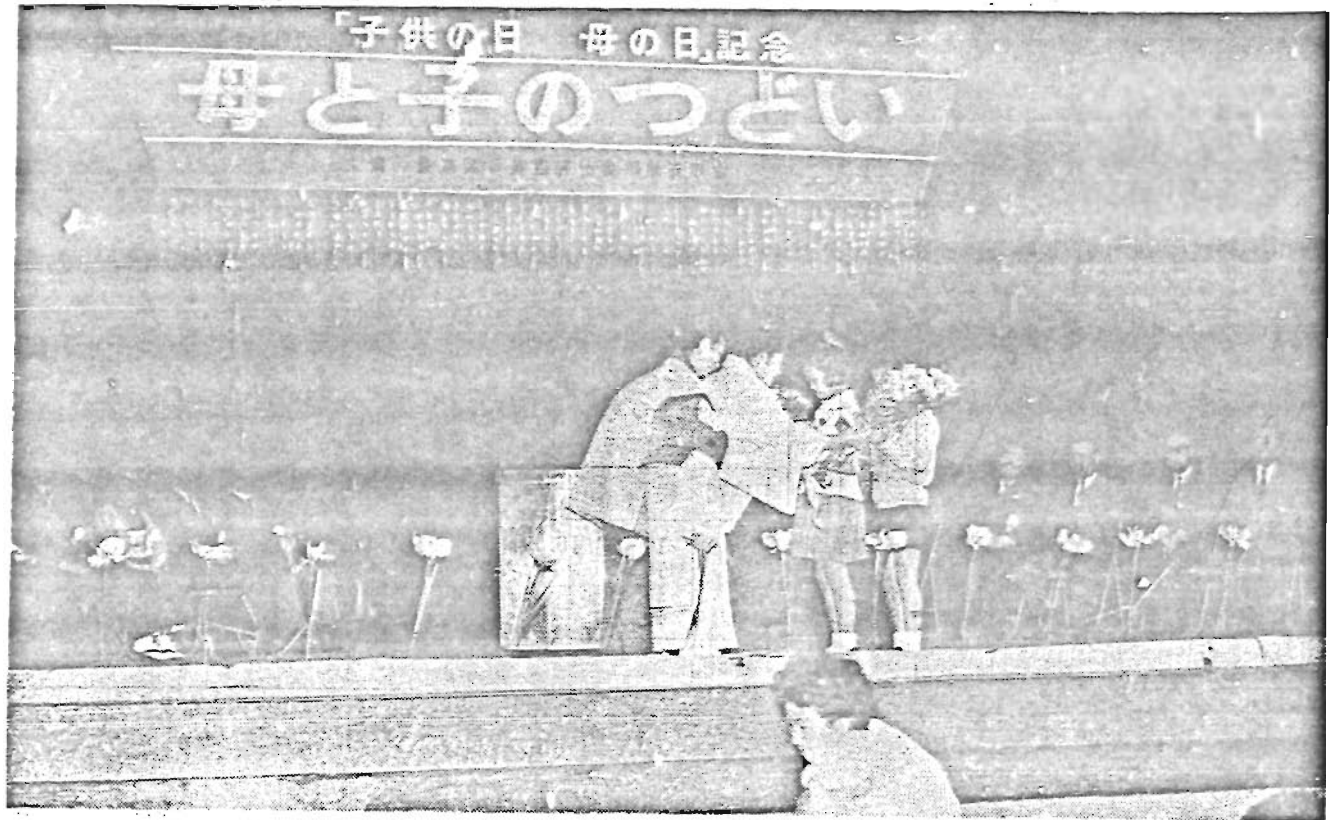


豊島区広報

No. 195
5 月 号

世帯と人口	
4月1日現在	
人口	350,529
男	176,766
女	173,763
世帯数	131,034
(住民登録による)	

昭和41年5月20日 東京都豊島区役所発行 電話(981) 大代表1111



母と子のつどい

去る5月5日、豊島公会堂において、「こどもの日」「母の日」を記念して、「母と子のつどい」が催されました。(写真～花束による交換～)

若い芽をのほす運動

明るく 正しい

青少年を育てよう

子どもたちが、身心ともにすこやかに育つには、よい環境がなによりもたいせつです。

そのためには、家庭はもとより学校、職場そのほか社会が一体となって、理解と愛情をもって青少年を指導することが、もっとも必要です。

☆……親と子の心の結びつきを

家族そろって何んでも話しあえるようなムードをつくりましょう。

週に何日かは、家族みんなで食事をともにしながら、語り合い、だんらんのうちに、子どもの心の移り変わりをよく観察して、親子のつながりを深めることがたいせつです。

また、こどもの日、家族の誕生日など家庭に行事を設けて、家族全員のレクリエーションの機会をもつようにすれば、親と子の結びつきはさらに深まることでしょう。

☆……家庭環境を美しく

家族そろって読書をしたり、スポーツをしたり、また健全なテレビの内容を話し合うなどして、うるおいのある生活を育てましょう。

☆……学習のくふうとしつけ

学習は、子ども自身が、みづからやるよう家庭の中で自主的かつ意欲的な態度をしつけましょう。

いままでのしつけを反省し、きびしすぎたり、甘やかすぎたりすることは、決して正しいしつけといえませ

種別	改正前	改正後
基礎控除	九万円	一〇万円
配偶者控除		(新設) 八万円
扶養控除	ア 一人目の扶養親族(配偶者を除く)……………七万円 イ 扶養親族一人につき……………三万円 ウ 配偶者に五万円をこえる所得があるときの一入目……………五万円	ア 扶養親族一人につき(配偶者を除く)……………四万円 イ 控除対象配偶者が不在の場合の扶養親族一人目……………七万円 ウ 配偶者に五万円をこえる所得があるときの一入目……………六万円
障害者等の非課税の限度額	二二万円	二四万円

納期前に納めた方
 報奨金は…即時払…

41年度特別区民税・都民税をもよりの金融機関へ第一期の期限内(6月30日まで)に全期ま

たは2期分以上を同時に納められた場合は、その金融機関で報奨金額を計算して、納める税金から報奨金額を差し引いて納めていただくことになりました。ただし、郵便局ではこの取扱いはいたしません。

地方税法が一部改正

所得控除は………引上げ………
 配偶者控除を………新設………

このたび地方税法の改正によって、所得控除などの引上げが実施され、昭和41年度特別区民税都民税(個人分)の負担が軽減されることになりました。

なお6月15日に納税通知書をお送りしますが、その税額は、すべて改正された税法に基づいて計算されています。

<報奨金計算例>

期別	税額	納付月日	納期前納付月数	報奨金額	備考
1	10,560円	6.17~7.15	0月	0円	
2	10,300	/	1	103	100分の10300×1
3	10,300	/	3	309	100分の10300×3
4	10,300	/	6	618	100分の10300×6
合計			10	1,030	

都民税の調整税額控除(15才以上の扶養親族1人につき240円)は廃止されました。

(注) 2期分までを納付した場合報奨金額は103円となります。また3期分までを納付した場合は2期分について103円、3期分について309円となり、その計412円が報奨金の額です。

みよりの話し
 『ママの休日』に
 一日ご招待

毎日毎日が生活におわれていて、レクリエーションの機会などに恵れないご家庭のおかあさんを「ママの休日」にご招待いたします。

なお、未就学児童のお子さんを一人だけ連れていくことができます。

- ◇参加資格 区内にお住みの方
- ◇実施期日 行先と定員
 - 5月25日(水) 二五〇名
 - 鎌倉、江の島めぐり
 - 6月19日(日) 三〇〇名
 - 船橋ヘルスセンター
 - 9月9日(金) 一五〇名
 - 梨狩り、読売ランド
- ◇費用 無料(お弁当とお菓子を差しあげます)
- ◇申込用紙は 厚生部福祉課、またはみよりの民生委員、母子福祉協力員のところに
- ◇申込先とお問い合わせは 厚生部福祉課(内線三一六) ※…満員なり次第締切ります。

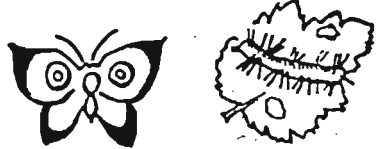
固定資産税 第一期分
 都市計画税 の納期は
 今年度に限り『5月』に変更されました。

期限内に必ず納めましょう

緑の大敵

アメリカシロヒトリを退治しよう

アメリカシロヒトリは6月初め、樹木にクモの巣状の網の中に発生します。このとき、その枝葉を切り取って、足でふみつぶすか、巣を焼却して発生初期に害虫を絶滅しましょう。



子どもをすこやかに育てるために……

学童保育所があります

お勤めなどで家が留守になる——病気で長く床についている——自宅営業で日中家の中にいられない——このような子どもの面倒をみるできないご家庭のお子さんとその危険と悪い遊びなどから守るため、区では学童保育所を開いております。対象は小学校一年～三年生までの児童です。

池袋第五	池袋第二	池袋第一	大塚	西巣鴨	巢鴨	仰高	小学校
千代田	千代田	千代田	千代田	千代田	千代田	千代田	千代田
千代田	千代田	千代田	千代田	千代田	千代田	千代田	千代田

○……申込方法
在学している担任の先生に申し出て下さい。
※：児童の帰宅時には、必ず保護者が迎えに来て下さい。
なお、午前9時から保育する日は昼食を忘れずに。

○……費用
・保育料は無料
・間食費の負担は一月三〇〇円ですが、一日二〇〇円程度のおやつを支給します。
ただし、教材費として実費をいただく場合もあります。

○……保育時間
・平日、下校時から午後5時まで
・夏・冬・春の休中は午前9時から午後5時まで
・日曜・祝日は休み
○……保育内容
おもにご家庭に帰ったときと同じようなふんいきのなかで、つぎのような生活指導をいたします。
・勉強(宿題、復習程度)
・健康づくりと生活指導

妊産婦と乳幼児に

粉ミルクが無料で支給されます

つぎに該当される方は母子手帳と印章を持参のうえ、区役所区民課区民係、または各出張所に申請して下さい。

▽対象者：生活保護世帯と区民
税非課税世帯の妊産婦と乳幼児

産婦：出産した翌月から3か月間
乳幼児：生後4か月から9か月間

▽支給料：粉ミルク
1か月900g

▽支給期間
妊婦：妊娠5か月目から出産する月の末日まで(但し申請は5か月以前にしてください)

☆区民釣教室

釣を健全なレクリエーションとして広く楽しんでいただくため「釣の技術とマナーの教室」

とき：第1回 6月14日、16日

釣を健全なレクリエーションとして広く楽しんでいただくため「釣の技術とマナーの教室」

☆第13回 豊島区美術展

区では、区教委、区美術家協会と共催で恒例の豊島区美術展を開きます。多数のご来場をお待ちしています。

会期：6月18日から26日まで
前10時～午後6時30分
土、日は午後7時30分まで

会場：池袋東口、緑屋8階
出品者：区内在住美術家
出品点数：約2百点

洋画、日本画、彫刻、工芸

これからの釣をはじめの方、すではじめている愛好家のみなさん、お気軽にご参加ください
とき：6月15日(水)午後6時
ところ：豊島区立青年館
参加資格：中学生以上の区内在住者

申込み：当日会場受付
教室名：「白ギス釣教室」
お問い合わせは：社会体育係 (内線四一八)へ



毎月10日は 首都美化デー

私たちのまちをよこさない
こわさない
すてない

☆映写機操作技術講習会

つぎの日程によって、映写機操作の技術講習会を行ないます。この機会にぜひ参加しましょう。

とき：第1回 6月14日、16日

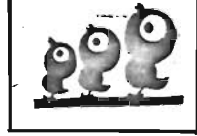
対象：区内在住、在勤者
定員：各回とも20名(申し込み順に締切ります)
参加費用：無料です。
特典：講習会修了者は視聴覚ライブラリーの映写機、映画フィルムを無料でお貸しします。

申込み：社会教育課(内線四一六)へ電話、または申し込み書でどうぞ。

第2回	6月21日～23日
第3回	6月28日～30日
夜の部	午後2時～5時
夜の部	午後6時～9時

ところ：区視聴覚ライブラリー
試写室(豊島区総合庁舎地階)

お知らせ



☆国民年金から

福祉年金所得状況届

お忘れなく

福祉年金を受けている方は、昭和41年度の所得状況届を6月30日までに出して頂くことになっております。

この届け出がありませんと9月から福祉年金を受けることができなくなります。

つぎのことにご注意のうえ、至急お出しください。

郵便局で4月分までの年金を受け取ってから、国民年金証書とハンコをお持ちください。

ことしになって、豊島区へ転入した方は、前に住んでいたところの市区町村長発行の40年分所得証明書が必要です。

「ご存知ですか」

年金保険料免除の制度

国民年金に加入している方は保険料を納めなければなりません、つぎのようなときは、保険料を払わなくて済みます。

障害年金、母子福祉年金などを受ける資格がある。
生活保護を受けている
らい病のための援助を受けている。
所得がない
障害者や母子家庭であつて所得額が法定基準以下である
(年間所得15万円以下)
保険料を納めることが非常に困難な方など
手続きは6月末日までに、国民年金課(内線三三一)まで

☆国民健康保険から

国民保の保険証は

42年7月末日まで有効

この4月に国民健康保険組合の保険証が変わりました。(濃いくリーム色で、左上欄外に④の朱色で年度標示があります)

このため、区へたくさんのお問い合わせがありますが、「区の国民健康保険」の保険証は、42年7月31日まで使えますので変わりません。お間違いないように。

40年度の未納保険料は

5月末日までに

5月の月は40年度国民健康保険料の整理月間です。

いろいろのご都合で、また3月分までの保険料未納の方は、徴収職員が区役所国民健康保険課へお納めください。

未納保険料が積み重さなるとますます納めにくくなるものです。また、理由なく放置されますと、延滞金が増加されるばかりでなく、督促状や催告書が発

『行政相談室』を

ご利用ください

行政相談とは、国の事務を扱う役所についての苦情・不満・意見などを受付け、その解決をあっせんするための相談です。

たとえば

○ 恩給や遺族年金、厚生年金のこと

○ 道路や河川のこと

○ 公用地の買収のこと

○ とき 毎月第2・4火曜日

午後1時から4時まで

・ところ 区民部区民課区民相談係

☆戸籍の謄・抄本の請求は本籍のある市区町村役場で

豊島区に本籍のある方は、印鑑持参のうえ戸籍課の窓口へ

現在事務の機械化によって少しお待ちになるだけで受けることができます。

送されて、ふゆかいな思いをおかけすることになります。ご協力ください。

☆法律相談ご利用の方に

毎週木曜日午後1時から『法律相談』を行なっています。受け付けは午前9時からです。なお関係書類をお忘れなく!



なお相談日以外でも、常時気軽に相談できるよう、つぎの行政相談員が選ばれています。

山下 勤(883)六〇二六

池袋一の一三二六

武部 りつ(911)一三三〇

西池袋二の一九の一七

木村雄次郎(961)二二六二

南長崎五の二八の四

手数料は謄、抄本各一枚につき40円(三人まで)以下四人増すごとに40円を加えた金額です

なお郵送で請求される場合は送料をお忘れなく。

☆明るいくらしづくり

郵便局の家族保険を

☆精神薄弱者のために

福祉作業所開設

都では、心身障害者の福祉対策として福祉作業所を設けています。

この施設は、知恵がおくれている一からだが不自由ななどのため就職に困っている人たちに仕事のしやすい設備をととのえて、収入の道をひらきながら生活指導を行ない将来、生活の自立ができるよう援助することを目的としています。

なお、利用についてはつぎのとおりです。

- ◇ 都内に居住し通勤可能な方
- ◇ 身体障害者手帳の交付を受けている15才以上の男女
- ◇ 15才以上の精神薄弱者
- ◇ 受付場所とお問い合わせは小石川授産事業所
- 文京区大塚四の五〇の一(911)〇六六七

☆下水道局西部管理事務所

柳町出張所が移転

名称も雑司ヶ谷出張所に

今まで文京区小石川一丁目にあった同出張所が雑司ヶ谷町一丁目三〇〇番地三号に移転しました。

・新電話番号は(911)七三三七